

第 6 6 8 号
平成21年12月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

○条例	番号	頁数		番号	頁数
天理市三島財産区議会設置条例を 廃止する条例	25	2	放置自転車等の保管について	308	33
天理市議会議員の議員報酬、費用 弁償及び期末手当に関する条例の 一部を改正する条例	26	2	平成21年度天理市一般会計補正予 算（第3号）の要領について	309	34
天理市特別職の職員の給与に関す る条例の一部を改正する条例	27	2	放置自転車等の保管について	310	34
天理市教育委員会の教育長の給与 等に関する条例の一部を改正する 条例	28	3	放置自転車等の保管について	311	35
天理市一般職の職員の給与に関す る条例及び天理市一般職の職員の 給与に関する条例の一部を改正す る条例の一部を改正する条例	29	3	放置自転車等の保管について	312	35
天理市水道局に勤務する企業職員 び給与の種類及び基準に関する条 例の一部を改正する条例	30	20	公示送達について	313	35
			放置自転車等の保管について	314	36
			放置自転車等の保管について	315	36
			放置自転車等の保管について	316	36
			平成21年第4回天理市議会定例会 の招集について	317	37
			放置自転車等の保管について	318	37
			放置自転車等の保管について	319	37
			地籍調査の実施について	320	38
			自転車等駐車場における放置自転 車等の保管について	321	38
			違反広告物の保管について	322	38
○規則	番号	頁数	放置自転車等の保管について	323	39
給料等の支給に関する規則の一部 を改正する規則	20	20	放置自転車等の保管について	324	39
平成18年改正条例附則第7項から 第9項までの規定による給料に関 する規則の一部を改正する規則	21	22	放置自転車等の保管について	325	40
平成21年12月に支給する期末手当 に関する特例措置に関する規則	22	22			
○告示	番号	頁数	○公告	番号	頁数
放置自転車等の保管について	298	24	農用地利用集積計画について	38	40
放置自転車等の保管について	299	24	指定地域密着型サービス事業所及 び指定地域密着型介護予防サービ ス事業所の指定について	39	40
放置自転車等の保管について	300	25	一般競争入札について	40	40
公営企業の業務状況の公表につい て	301	25	一般競争入札について	41	42
放置自転車等の保管について	302	31	天理農業振興地域整備計画の変更 について	42	44
放置自転車等の保管について	303	31			
放置自転車等の保管について	304	32	○教育委員会	—	頁数
放置自転車等の保管について	305	32	定例教育委員会の招集について	—	45
放置自転車等の保管について	306	32			
放置自転車等の保管について	307	33	○農業委員会	—	頁数
			平成21年11月9日開催天理市農業 委員会の議事内容の変更について	—	45
			農業委員会の招集について	—	45

○選挙管理委員会	—	頁数	—	頁数
天理市長選挙における当選人の住所及び氏名について	—	45	選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	— 50
天理市議会議員補欠選挙における当選人の住所及び氏名について	—	45	○公営企業	— 頁数
選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録をした者の氏名を記載した書面の縦覧場所について	—	46	天理市水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正	— 50
天理市長選挙の候補者に係る寄附及びその他の収入並びに支出に関する報告について	—	46	天理市水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程の一部を改正する規程の一部改正	— 53
天理市議会議員補欠選挙の候補者に係る寄附及びその他の収入並びに支出に関する報告について	—	49		

条 例

(平成21年11月24日揭示済)

天理市三島財産区議会設置条例を廃止する条例をここに公布する。
平成21年11月24日

奈良県知事 荒 井 正 吾

天理市条例第25号

天理市三島財産区議会設置条例を廃止する条例
天理市三島財産区議会設置条例（昭和30年10月天理市条例第15号）は、廃止する。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

(平成21年11月30日揭示済)

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年11月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第26号

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
第1条 天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月天理市条例第25号）の一部を次のように改正する。
第5条第2項ただし書中「100分の160」とあるのは「100分の175」を「100分の150」とあるのは「100分の165」に改める。
第2条 天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。
第5条第2項ただし書中「100分の140」とあるのは「100分の160」を「100分の125」とあるのは「100分の145」に改める。
附 則
この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年11月30日揭示済)

天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年11月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第27号

天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第1条 天理市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年7月天理市条例第21号）の一部を次のように改正する。
第7条ただし書中「100分の160」とあるのは「100分の175」を「100分の150」とあるのは「100分の165」に改める。

第2条 天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「100分の140」とあるのは「100分の160」を「100分の125」とあるのは「100分の145」に改める。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年11月30日揭示済)

天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年11月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第28号

天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和47年3月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の160」とあるのは「100分の175」を「100分の150」とあるのは「100分の165」に改める。

第2条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の140」とあるのは「100分の160」を「100分の125」とあるのは「100分の145」に改める。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年11月30日揭示済)

天理市一般職の職員の給与に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年11月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第29号

天理市一般職の職員の給与に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条の3第1項中「次に掲げる職員」を「自ら居住する住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市長が規則で定める職員を除く。）」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「掲げる額」の次に「（その額に10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

第20条第2項中「100分の160」を「100分の150」に改め、同条第3項中「100分の160」とあるのは「100分の85」を「100分の150」とあるのは「100分の80」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の75」を「100分の70」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000
	18	157,200	216,500	254,300	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000
	33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800
	34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600
	35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400
	36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200

再任用
職員以外
の職員

37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000
38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800
39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600
40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400
41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200
42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900
43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700
44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500
45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300
46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900	
47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700	
48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500	
49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100	
50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900	
51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700	
52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500	
53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100	
54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900	
55	213,800	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700	
56	214,800	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500	
57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100	
58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900	
59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700	
60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500	
61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100	
62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500		
63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200		
64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900		
65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400		
66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000		
67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700		
68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400		
69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900		
70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,000		
71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300		
72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000		
73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500		
74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200		
75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900		
76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600		

77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100
78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500	
79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200	
80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900	
81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400	
82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100	
83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800	
84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500	
85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000	
86	239,700	295,900	344,700	386,100		
87	240,400	296,300	345,200	386,700		
88	241,100	296,700	345,700	387,300		
89	241,900	297,000	346,100	388,000		
90	242,400	297,400	346,600	388,600		
91	242,900	297,800	347,100	389,200		
92	243,400	298,200	347,600	389,800		
93	243,700	298,400	347,900	390,500		
94		298,800	348,400			
95		299,200	348,900			
96		299,600	349,400			
97		299,800	349,700			
98		300,200	350,200			
99		300,600	350,700			
100		301,000	351,200			
101		301,200	351,500			
102		301,600	351,900			
103		302,000	352,300			
104		302,400	352,700			
105		302,600	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,400	354,000			
108		303,800	354,400			
109		304,000	354,900			
110		304,400	355,300			
111		304,800	355,700			
112		305,200	356,100			
113		305,400	356,600			
114		305,800				
115		306,200				
116		306,600				

	117		306,800						
	118		307,100						
	119		307,400						
	120		307,700						
	121		308,100						
	122		308,400						
	123		308,700						
	124		309,000						
	125		309,400						
再任用 職員		186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600	398,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、
第23条に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	148,800	164,400	285,600
	2	150,300	166,500	288,700
	3	151,800	168,600	291,800
	4	153,300	170,800	294,900
	5	154,900	172,800	297,600
	6	156,800	175,000	300,700
	7	158,600	177,200	303,800
	8	160,400	179,400	306,900
	9	162,200	181,700	309,900
	10	164,300	184,500	312,800
	11	166,300	187,200	315,700
	12	168,300	189,900	318,600
	13	170,300	192,800	321,400
	14	172,500	194,500	323,700
	15	174,700	196,200	326,000
	16	176,800	197,900	328,300
	17	178,200	199,700	330,600
	18	181,800	201,400	332,900
	19	184,300	203,100	335,200
	20	186,800	204,800	337,500
	21	189,300	206,600	339,800
	22	191,900	208,500	342,100
	23	192,700	210,400	344,400
	24	194,400	212,300	346,700
	25	195,900	214,000	348,900
	26	197,500	216,000	350,800
	27	199,100	218,000	352,700
	28	200,700	220,000	354,600
	29	202,400	221,800	356,500
	30	204,100	224,600	358,400
	31	205,800	227,300	360,200
	32	207,500	230,000	362,100
	33	209,000	232,800	363,900
	34	210,700	235,700	365,700
	35	212,400	238,600	367,500
	36	214,100	241,500	369,300

再任用 職員以外 の職員	37	215,700	244,300	371,200
	38	217,400	247,100	372,800
	39	219,100	249,900	374,400
	40	220,800	252,700	376,000
	41	222,600	255,500	377,700
	42	224,400	258,100	379,300
	43	226,200	260,700	380,900
	44	228,000	263,300	382,500
	45	229,900	265,700	384,100
	46	231,600	268,300	385,700
	47	233,300	270,800	387,300
	48	235,000	273,300	388,900
	49	236,700	275,800	390,400
	50	238,400	278,400	391,900
	51	240,100	281,000	393,400
	52	241,800	283,600	394,900
	53	243,100	286,100	396,500
	54	244,800	288,700	397,900
	55	246,400	291,200	399,200
	56	248,100	293,700	400,600
	57	249,600	296,000	402,100
	58	251,100	298,700	403,500
	59	252,600	301,400	404,900
	60	254,100	304,100	406,300
	61	255,700	306,600	407,600
	62	257,200	309,100	409,000
	63	258,700	311,600	410,400
	64	260,100	314,100	411,800
	65	261,400	316,500	413,900
	66	263,000	318,700	414,200
	67	264,600	320,900	415,400
	68	266,100	323,100	416,600
	69	267,800	325,400	417,700
	70	269,300	327,800	418,800
	71	270,800	329,800	420,100
	72	272,300	331,900	421,300
	73	273,600	334,100	422,300
	74	274,900	336,300	423,100
	75	276,200	338,500	423,900
	76	277,500	340,700	424,700

77	278,900	342,700	425,600
78	280,100	344,600	426,400
79	281,300	346,500	427,200
80	282,500	348,400	428,000
81	283,800	350,200	428,800
82	285,000	352,000	429,500
83	286,200	353,800	430,200
84	287,400	355,600	430,900
85	288,500	357,300	431,600
86	289,500	359,000	432,300
87	290,500	360,700	433,000
88	291,500	362,400	433,700
89	292,600	364,100	434,400
90	293,500	365,400	435,100
91	294,400	366,800	435,800
92	295,300	368,200	436,500
93	296,000	369,700	437,000
94	296,800	371,000	
95	297,600	372,300	
96	298,400	373,600	
97	299,300	375,000	
98	300,100	376,100	
99	300,900	377,200	
100	301,700	378,300	
101	302,600	379,500	
102	303,100	380,600	
103	303,600	381,700	
104	304,100	382,800	
105	304,600	383,800	
106	305,000	384,800	
107	305,400	385,800	
108	305,800	386,800	
109	306,000	387,700	
110	306,400	388,700	
111	306,800	389,700	
112	307,200	390,700	
113	307,400	391,500	
114	307,700	392,400	
115	308,000	393,300	
116	308,300	394,200	

	117	308,600	395,200	
	118	308,900	396,000	
	119	309,200	396,800	
	120	309,500	397,600	
	121	309,700	398,400	
	122	310,000	399,200	
	123	310,300	400,000	
	124	310,600	400,800	
	125	310,800	401,500	
	126		402,200	
	127		402,900	
	128		403,600	
	129		404,400	
	130		405,100	
	131		405,800	
	132		406,500	
	133		407,000	
	134		407,600	
	135		408,200	
	136		408,800	
	137		409,200	
	138		409,800	
	139		410,400	
	140		411,000	
	141		411,400	
	142		412,000	
	143		412,500	
	144		413,200	
	145		413,600	
	146		414,200	
	147		414,800	
	148		415,400	
	149		415,800	
再任用 職員		226,000	275,500	330,400

備考

- 1 この表は、幼稚園に勤務する園長、主任教諭、教諭、養護教諭、助教諭及びこれらに準ずる職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3イ及びウを次のように改める。

イ 医療職給料表（2）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	339,100
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	341,000
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,900
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,800
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,600
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,500
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	350,400
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	352,300

再任用 職員以外 の職員	37	197,500	236,400	273,200	305,200	354,100
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,800
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,500
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	359,200
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,800
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	362,100
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	363,400
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,700
	45	207,500	248,600	286,800	318,700	365,900
	46	208,600	250,200	288,500	320,300	367,100
	47	209,700	251,800	290,200	321,900	368,300
	48	210,800	253,400	291,900	323,500	369,500
	49	211,900	255,000	293,400	325,000	370,700
	50	212,900	256,400	295,000	326,300	371,700
	51	213,900	257,800	296,600	327,600	372,700
	52	214,900	259,200	298,200	328,900	373,700
	53	215,700	260,500	299,600	330,000	374,500
	54	216,700	261,900	301,100	331,000	375,400
	55	217,600	263,300	302,600	332,100	376,300
	56	218,600	264,700	304,100	333,200	377,200
	57	219,500	265,800	305,700	334,100	378,000
	58	220,400	267,100	307,100	335,100	378,800
	59	221,300	268,400	308,500	336,100	379,600
	60	222,200	269,700	309,900	337,100	380,400
	61	223,200	270,800	311,200	337,900	381,000
	62	224,200	272,100	312,500	338,600	381,700
	63	225,200	273,400	313,800	339,300	382,400
	64	226,300	274,700	315,100	340,000	383,100
	65	227,000	275,900	316,500	340,700	383,700
	66	227,900	277,000	317,300	341,400	384,400
	67	228,800	278,100	318,100	342,100	385,100
	68	229,700	279,200	318,900	342,800	385,800
	69	230,400	280,300	319,800	343,500	386,300
	70	231,100	281,400	320,600	344,100	386,900
	71	231,800	282,500	321,400	344,700	387,500
	72	232,500	283,600	322,200	345,300	388,100
	73	233,300	284,700	323,000	345,800	388,800
	74	234,100	285,500	323,600	346,400	389,400
	75	234,900	286,300	324,200	347,000	390,000
	76	235,700	287,100	324,800	347,600	390,600
	77	236,300	287,900	325,500	348,100	391,300
	78	236,900	288,500	326,000	348,600	391,900

	79	237,500	289,100	326,500	349,100	392,500
	80	238,100	289,700	327,000	349,600	393,100
	81	238,600	290,400	327,600	350,000	393,800
	82	239,000	290,900	328,100	350,400	394,400
	83	239,400	291,400	328,600	350,800	395,000
	84	239,800	291,900	329,100	351,200	395,600
	85	240,300	292,300	329,700	351,700	396,300
	86		292,600	330,100	352,100	
	87		292,900	330,400	352,500	
	88		293,200	330,800	352,900	
	89		293,600	331,300	353,400	
	90		293,900	331,700	353,800	
	91		294,200	332,100	354,200	
	92		294,500	332,500	354,600	
	93		294,900	333,000	355,100	
	94		295,200	333,400	355,500	
	95		295,500	333,800	355,900	
	96		295,800	334,200	356,300	
	97		296,200	334,400	356,800	
	98		296,500	334,800	357,200	
	99		296,800	335,200	357,600	
	100		297,100	335,600	358,000	
	101		297,500	335,800	358,500	
	102		297,800	336,200	358,900	
	103		298,100	336,600	359,300	
	104		298,400	337,000	359,700	
	105		298,700	337,200	360,200	
	106			337,600		
	107			338,000		
	108			338,400		
	109			338,600		
	110			339,000		
	111			339,400		
	112			339,800		
	113			340,000		
再任用 職員		187,500	214,400	246,800	260,400	288,800

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師その他の職員で市長が規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,500
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,500
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,700
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,800
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	358,000
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	360,100
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	362,200
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	364,300
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	366,400
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,600
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,700
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,900
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	377,100
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	379,300
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,500
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,500
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,500
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,500
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,500
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,600	391,500
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	337,200	393,400
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,800	395,300
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	340,400	397,200
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	342,100	399,000
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,700	400,700
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	345,300	402,500
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,900	404,300

再任用 職員以外 の職員	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,600	406,200
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	350,200	408,000
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,800	409,800
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	353,400	411,600
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	355,000	413,300
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,600	415,000
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	358,200	416,700
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,800	418,300
	45	223,100	250,600	294,600	322,300	361,400	419,800
	46	224,600	252,000	296,100	323,800	362,900	421,400
	47	226,100	253,400	297,600	325,300	364,400	423,000
	48	227,600	254,800	299,100	326,800	365,800	424,600
	49	228,900	256,200	300,500	328,100	367,300	426,300
	50	230,300	257,700	301,900	329,500	368,700	427,900
	51	231,700	259,100	303,300	330,800	370,100	429,500
	52	233,100	260,500	304,700	332,200	371,500	431,100
	53	234,400	262,000	306,200	333,700	373,000	432,600
	54	235,700	263,500	307,600	335,100	374,200	434,100
	55	237,000	265,200	309,000	336,500	375,400	435,600
	56	238,300	266,700	310,400	337,900	376,600	437,100
	57	239,500	268,300	311,800	339,100	377,800	438,400
	58	240,800	269,900	313,200	340,500	378,900	439,300
	59	242,000	271,500	314,600	341,900	379,900	440,200
	60	243,300	273,100	316,000	343,300	380,900	441,100
	61	244,500	274,700	317,200	344,500	381,700	442,000
	62	245,800	276,200	318,500	345,800	382,500	442,900
	63	247,100	277,700	319,800	347,100	383,300	443,800
	64	248,400	279,200	321,100	348,400	384,100	444,700
	65	249,600	280,800	322,400	349,600	385,000	445,600
	66	250,900	282,300	323,700	350,800	385,800	446,400
	67	252,300	283,800	325,000	352,000	386,600	447,200
	68	253,700	285,300	326,300	353,200	387,400	448,000
	69	254,800	286,600	327,400	354,200	388,200	448,800
	70	256,100	288,100	328,600	355,300	388,900	
	71	257,400	289,600	329,800	356,400	389,800	
	72	258,700	291,100	330,900	357,500	390,300	
	73	260,100	292,400	332,200	358,500	391,100	
	74	261,400	293,800	333,400	359,600	391,700	
	75	262,700	295,200	334,600	360,700	392,300	
	76	264,000	296,600	335,800	361,800	392,900	
	77	265,100	298,100	337,000	362,700	393,500	
	78	266,300	299,400	338,200	363,500	394,100	

79	267,600	300,700	339,400	364,300	394,700
80	268,900	302,000	340,600	365,100	395,300
81	270,000	303,100	341,700	365,800	395,800
82	271,100	304,400	342,800	366,400	396,400
83	272,200	305,700	343,900	367,000	397,000
84	273,300	307,000	345,000	367,600	397,600
85	274,200	308,100	346,100	368,300	398,100
86	275,300	309,300	347,100	368,900	398,700
87	276,400	310,500	348,100	369,500	399,300
88	277,500	311,700	349,100	370,100	399,900
89	278,600	313,000	350,200	370,600	400,400
90	279,600	314,200	351,000	371,200	401,000
91	280,600	315,400	351,800	371,800	401,600
92	281,600	316,600	352,600	372,400	402,200
93	282,600	317,800	353,400	372,900	402,700
94	283,600	318,600	354,100	373,400	
95	284,600	319,400	354,800	373,900	
96	285,600	320,200	355,500	374,400	
97	286,700	320,900	356,000	375,000	
98	287,600	321,600	356,500	375,500	
99	288,500	322,300	357,000	376,000	
100	289,400	323,000	357,500	376,500	
101	290,200	323,500	358,100	377,100	
102	291,000	324,100	358,600	377,600	
103	291,800	324,700	359,100	378,100	
104	292,600	325,300	359,600	378,600	
105	293,300	325,700	360,200	379,200	
106	293,800	326,200	360,700	379,700	
107	294,300	326,700	361,200	380,200	
108	294,800	327,200	361,700	380,700	
109	295,300	327,700	362,200	381,300	
110	295,700	328,100	362,700	381,800	
111	296,100	328,500	363,200	382,300	
112	296,500	328,900	363,700	382,800	
113	296,900	329,300	364,200	383,400	
114	297,300	329,700	364,700		
115	297,700	330,100	365,200		
116	298,100	330,400	365,600		
117	298,400	330,700	366,000		
118	298,800	331,100	366,500		
119	299,200	331,500	367,000		
120	299,600	331,900	367,500		

121	299,900	332,100	367,900
122	300,300	332,500	368,400
123	300,700	332,900	368,900
124	301,100	333,300	369,400
125	301,300	333,600	369,800
126	301,700	334,000	
127	302,100	334,400	
128	302,500	334,800	
129	302,700	335,100	
130	303,100	335,500	
131	303,500	335,900	
132	303,900	336,300	
133	304,100	336,600	
134	304,500	337,000	
135	304,900	337,400	
136	305,300	337,800	
137	305,500	338,100	
138	305,900	338,500	
139	306,300	338,900	
140	306,700	339,300	
141	306,900	339,600	
142	307,300	340,000	
143	307,700	340,400	
144	308,100	340,800	
145	308,300	341,100	
146	308,700	341,500	
147	309,100	341,900	
148	309,500	342,300	
149	309,700	342,600	
150	310,000	343,000	
151	310,300	343,400	
152	310,600	343,800	
153	311,000	344,100	
154	311,300		
155	311,600		
156	311,900		
157	312,300		
158	312,600		
159	312,900		
160	313,200		
161	313,600		
162	313,900		

	163	314,200					
	164	314,500					
	165	314,900					
	166	315,200					
	167	315,500					
	168	315,800					
	169	316,200					
再任用 職員		234,100	258,900	266,300	276,800	294,000	332,100

備考 この表は、病院に勤務する看護師、准看護師その他の職員で市長が規則で定めるものに適用する。

第2条 天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の140」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」を「100分の125」とあるのは「100分の65」に、「100分の80」を「100分の85」に改める。

第21条第2項第2号中「、6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の40」を削る。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年3月天理市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「給料月額に」を「給料月額(天理市一般職の職員の給与に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成21年11月天理市条例第29号。以下この項において「平成21年改正条例」という。)の施行の日において平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に」に、「職員(」を「もの(」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の天理市一般職の職員の給与に関する条例第20条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで又は第24条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外のもの又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの若しくは医療職給料表(1)の適用を受ける職員であるもの以外の職員(以下この号及び次号において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して市長が定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち市長が定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び天理市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和55年3月天理市条例第1号)第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の市長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して市長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から56号給まで

	2 級	1 号給から24号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで
	1 級	1 号給から52号給まで
教育職給料表	2 級	1 号給から44号給まで
	1 級	1 号給から52号給まで
医療職給料表（2）	2 級	1 号給から32号給まで
	3 級	1 号給から16号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで
	1 級	1 号給から56号給まで
医療職給料表（3）	2 級	1 号給から40号給まで
	3 級	1 号給から16号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで
	1 級	1 号給から56号給まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して市長が定めるものを除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額（その他）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成21年11月30日揭示済)

天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年11月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第30号

天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年12月天理市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条の3中「及びその所有に係る住宅（管理者が定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で管理者が定めるもの」を削る。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

規 則

(平成21年11月30日揭示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第20号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和44年4月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条の6の前の見出しを削り、同条中「第10条の3第1項第1号」を「第10条の第1項」に、「次条第2号に掲げる住宅」を「職員の扶養親族たる者が所有する住宅（所有権の移転を一定期間保留する契約により購入した住宅を含む。）」に改める。

第5条の7から第5条の9までを削る。

第5条の10第1項中「所有関係等」を「契約関係等」に改め、同条を第5条の7とし、第5条の11を第5条の8とする。

第5条の12第1項中「第5条の10第1項」を「第5条の7第1項」に改め、同条を第5条の9とする。

第5条の13第1項中「第5条の10第1項」を「第5条の7第1項」に改め、同条を第5条の10とし、第5条の14を第5条の11とし、第5条の6の前に見出しとして「(住居手当の支給)」を付する。

第32条第1号中「100分の150」を「100分の140」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の80」を削る。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号（第5条の7関係）

住 居 届

（ 年 月 日提出）

(任命権者)	所 属 名					主な届出の理由 ☐ 新規 ☐ 転居 ☐ 支給要件の喪失 ☐ 契約関係の変更（契約の更新を含む。） ☐ 家賃の額の改正 ☐ その他 上記事実の発生年月日 年 月 日
	様 職 名		氏 名			
給料等の支給に関する規則第5条の7の規定に基づき、住居の実情及び住宅の契約関係等を届け出ます。（契約書等証明書類 通添付）						
契 約 年 月 日	年 月 日	契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
住 宅 の 所 在 地				住 宅 へ の 入 居 日	年 月 日	
住 宅 の 種 類	☐ 借家 ☐ 借間 ☐ 賄い付き下宿			住 宅 の 契 約 面 積	㎡	
住 宅 の 所 有 者	続柄（ ）			住 所		
住 宅 の 賃 主	続柄（ ）			住 所		
住 宅 の 名 義 上 の 借 主	☐ 本人 ☐ 扶養親族 氏名（ ） 共同名義人が ☐ いない 氏名 続柄 ☐ いる { （ ） }					
家 賃 等	月額 円 （ 年 月 日から）			左記家賃等には ☐ 電気・ガス又は水道の料金が含まれている。（光熱費 込みの下宿代） ☐ 食費等が含まれている。（賄い付き下宿）		
上記のとおり ☐ 確認する。 ☐ 確認し、規則第5条の9に規定する家賃の額に相当する額は、 円であると算定する。 年 月 日						
			取 扱 者 認 印			
備 考						

記入上の注意

- 1 「主な届出の理由」欄には、住居届の主な理由の一つに「印」を付するものとする。
- 2 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転賃している場合の転賃部分に係る家賃等は含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合（例：光熱費込みの下宿代）又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合（例：賄い付き下宿代）で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額（光熱費込みの下宿代又は賄い付き下宿代）を記入して差し支えない。
なお、この場合には該当するものに「印」を付するものとする。

別記様式第4号中「第5条の11関係」を「第5条の8関係」に改める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第32条第2号の改正規定は、平成22年4月1日

から施行する。

(平成21年11月30日揭示済)

平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第21号

平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則（平成18年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(7) 切替日以降に平成18年改正条例附則第7項の規定による給料を支給される職員でなくなったものの第4条第1項各号列記以外の部分中「もの」の次に「（前条第7号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同条第7号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）」を加え、同項第1号中「（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）」を削り、「相当する額」の次に「（天理市一般職の職員の給与に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成21年11月天理市条例第29号）の施行の日（以下この項及び次条第1項において「基準日」という。）において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下この項及び次条第1項において「減額改定対象職員」という。）である者（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって切替日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるもの）にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加え、同項第2号及び第3号中「給料月額に相当する額」の次に「（基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加え、同項第4号ア中「相当する額」の次に「（基準日において減額改定対象職員である者にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額）」を加え、同号イ中「給料月額」の次に「に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。））」を加え、同項第5号中「応じた額」の次に「に100分の99.76を乗じて得た額」を加え、「当該額」を「当該応じた額に100分の99.76を乗じて得た額」に、「（その）」を「とし、その」に、「額）」を「額とする。）」に改める。

第5条第1項中「、市長」を「市長」に、「額）」を「額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるもの）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」に改め、「なるもの」の次に「（第3条第7号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年11月30日揭示済)

平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第22号

平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

（減額改定対象職員となった者の改正条例附則第2項第1号の給料等の月額の算定の基準となる日の特例）

第1条 天理市一般職の職員の給与に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成21年11月天理市条例第29号。以下「改正条例」という。）附則第2項第1号の任用の事情を考慮して市長が定めるものは、平成21年4月1日から同年12月1日（同月に

支給する期末手当について改正条例第1条の規定による改正後の天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）第20条第1項後段又は第24条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間の全期間が職員（天理市一般職の職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）第23条に規定する職員を除く。以下同じ。）として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

- (1) 企業職員（天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年12月天理市条例第35号）の適用を受ける職員をいう。）
- (2) 特別職に属する職員
- (3) 国家公務員
- (4) 他の地方公共団体の職員

2 改正条例附則第2項第1号の市長が定める日は、平成21年4月2日（同日から基準日までの期間において新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から基準日までの期間における減額改定対象職員（同項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。）となった日のうち最も早い日とする。

（在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第2項第1号の月数の算定）

第2条 改正条例附則第2項第1号の市長が定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成21年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。）
- (2) 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）又は育児短時間勤務等期間（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。）
- (3) 停職期間（法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。）
- (4) 天理市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月天理市条例第2号）第21条、天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月天理市条例第3号）第15条第3項若しくは第16条第3項若しくは家族の介護を行う天理市職員の休業に関する条例（平成13年3月天理市条例第17号）第10条第1項の規定により給与を減額された期間又は法第38条第1項の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間
- (5) 条例第12条の規定により給与を減額された期間
- (6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間

2 改正条例附則第2項第1号の市長が定める月数は、平成21年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

- (1) 前項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる期間のある月
- (2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月に付いて支給された給料の額が改正条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.24を乗じて得た額（以下「附則第2項第1号基礎額」という。）に満たないもの（改正条例附則第2項第2号に掲げる額を調整額に含めない職員）

第3条 改正条例附則第2項第2号の任用の事情を考慮して市長が定めるものは、平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第1条第1項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の職員とする。

（端数計算）

第4条 附則第2項第1号基礎額又は改正条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則の廃止)
- 2 平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則(平成17年11月天理市規則第23号)は、廃止する。

告 示

(平成21年11月6日揭示済)

天理市告示第298号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年11月6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年11月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
返還期間
(1) 平成21年11月6日から平成22年1月4日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)
(2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
(2) 移動・保管費用(1台につき)
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話0743-63-1001

(平成21年11月9日揭示済)

天理市告示第299号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年11月9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年11月9日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
(1) 返還期間
平成21年11月9日から平成22年1月7日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)
(2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成21年11月10日揭示済)

天理市告示第300号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年11月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年11月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年11月10日から平成22年1月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年11月11日揭示済)

天理市告示第301号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成21年4月1日から平成21年9月30日までににおける本市病院事業及び水道事業の業務状況を次のとおり公表する。

平成21年11月11日

天理市長 南 佳 策

平成21年度上半期天理市立病院事業報告書

(平成21年4月1日～平成21年9月30日)

1. 事業の概況

平成21年度上半期の病院事業の概況を報告いたします。

当病院では、自治体病院としての使命を果たすべく、地域住民に対する良質な医療の提供等、地域医療の確保・充実に努めるなかで、経営基盤の強化に向けた事業の効率化及び健全化に努めて参りました。

業務量につきましては、入院患者数は 16,742 人、外来患者数は 38,105 人となり、患者数合計は 54,847 人で、前年同期に比べ 300 人(0.5 %)の増加となりました。

次に収益的収支の状況についてであります。収入総額 893,602,191円に対して支出総額は 926,423,327 円となっており、上半期終了時点では、32,821,136円の当期純損失の計上となりました。

今後は、事業の公共性と経済性の調和を図りながら、より効率的な事業運営に努めるとともに、医療サービスの一層の充実に努める所存であります。

2. 議会議決事項

(イ)平成20年度天理市立病院事業会計決算認定について (平成21年9月17日認定)

3. 職員に関する事項

(平成21年9月30日現在)

事務職員 (人)	技術職員 (人)	技能職員 (人)	計 (人)
9	107	6	122

4. 業務に関する事項

(1) 入院延患者数 (人)

診療科目 \ 月別	4	5	6	7	8	9	計
内 科	1,775 人	1,459 人	1,465 人	1,569 人	1,556 人	1,489 人	9,313 人
人工透析内科	76	128	94	62	80	123	563
外 科	568	627	528	452	293	316	2,784
整 形 外 科	305	273	239	400	419	300	1,936
小 児 科	5	19	52	24	18	19	137
産 婦 人 科	331	417	388	240	258	302	1,936
眼 科	0	0	0	0	0	0	0
耳鼻咽喉科	0	6	12	26	26	3	73
計	3,060	2,929	2,778	2,773	2,650	2,552	16,742
前年同期	2,854	3,179	2,788	2,753	2,680	2,561	16,815
増 減	206	△ 250	△ 10	20	△ 30	△ 9	△ 73
対前年同期比	107.2 %	92.1 %	99.6 %	100.7 %	98.9 %	99.6 %	99.6 %

(2) 外来延患者数 (人)

診療科目 \ 月別	4	5	6	7	8	9	計
内 科	2,648 人	2,689 人	3,030 人	3,240 人	3,019 人	3,170 人	17,796 人
人工透析内科	316	311	335	365	334	330	1,991
外 科	464	515	487	501	573	464	3,004
整 形 外 科	1,002	994	1,041	1,077	946	927	5,987
小 児 科	249	457	253	286	193	224	1,662
産 婦 人 科	426	478	503	526	508	456	2,897
眼 科	385	357	379	380	377	307	2,185
耳鼻咽喉科	473	418	463	414	470	345	2,583
計	5,963	6,219	6,491	6,789	6,420	6,223	38,105
前年同期	5,945	6,569	6,190	6,833	6,178	6,017	37,732
増 減	18	△ 350	301	△ 44	242	206	373
対前年同期比	100.3 %	94.7 %	104.9 %	99.4 %	103.9 %	103.4 %	101.0 %

(3)事業収支に関する事項
収 入

科 目	平成21年度上半期 (円)	平成20年度上半期 (円)	比 較	
			増 減 (円)	比 率 (%)
病院事業収益	893,602,191	870,421,460	23,180,731	102.7
1. 医業収益	883,335,780	857,973,415	25,362,365	103.0
2. 医業外収益	10,266,411	12,448,045	△ 2,181,634	82.5
3. 特別利益	0	0	0	—

支 出

科 目	平成21年度上半期 (円)	平成20年度上半期 (円)	比 較	
			増 減 (円)	比 率 (%)
病院事業費用	926,423,327	932,838,096	△ 6,414,769	99.3
1. 医業費用	912,786,896	916,068,518	△ 3,281,822	99.6
2. 医業外費用	13,636,631	16,769,578	△ 3,132,947	81.3
3. 特別損失	0	0	0	0.0

(消費税及び地方消費税抜)

5. 経理の状況

(1)上半期の病院事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(7)収益的収入及び支出

収 入

科 目	予 算 現 額 (円)	上半期執行額 (円)	未 執 行 額 (円)
病院事業収益	1,990,132,000	896,295,536	1,093,836,464
1. 医業収益	1,951,282,000	885,945,839	1,065,336,161
2. 医業外収益	38,849,000	10,349,697	28,499,303
3. 特別利益	1,000	0	1,000

支 出

科 目	予 算 現 額 (円)	上半期執行額 (円)	未 執 行 額 (円)
病院事業費用	1,990,132,000	940,227,260	1,049,904,740
1. 医業費用	1,914,093,000	926,564,359	987,528,641
2. 医業外費用	73,507,000	13,662,901	59,844,099
3. 特別損失	2,232,000	0	2,232,000
4. 予備費	300,000	0	300,000

(消費税及び地方消費税込み)

(イ)資本的收入及び支出

収 入

科 目	予 算 現 額 (円)	上半期執行額 (円)	未 執 行 額 (円)
資本的收入	75,755,000	25,109,154	50,645,846
1. 企業債	25,000,000	0	25,000,000
2. 補助金	50,753,000	25,109,154	25,643,846
3. 固定資産売却代金	1,000	0	1,000
4. 寄附金	1,000	0	1,000

支 出

科 目	予 算 現 額 (円)	上半期執行額 (円)	未 執 行 額 (円)
資本的支出	113,881,000	50,322,571	63,558,429
1. 建設改良費	28,041,000	7,973,700	20,067,300
2. 企業債償還金	85,640,000	42,348,871	43,291,129
3. 予備費	200,000	0	200,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2)平成21年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

企 業 債

内 訳	用 途	病 院 事 業 (円)
発 行 総 額		1,043,000,000
償 還 高	上 半 期 償 還 高	42,348,871
	償 還 高 累 計	534,965,903
未 償 還 残 高		508,034,097

平成21年度天理市立病院事業損益計算書

(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)

(単位 円)

1 医 業 収 益			
(1)入院収益	445,993,716		
(2)外来収益	298,303,359		
(3)その他医業収益	<u>139,038,705</u>	883,335,780	
2 医 業 費 用			
(1)給与費	575,670,187		
(2)材料費	129,567,072		
(3)経費	160,330,953		
(4)減価償却費	45,908,000		
(5)資産減耗費	0		
(6)研究研修	1,310,484		
(7)臨床研修医負担金	<u>0</u>	<u>912,786,696</u>	
医 業 損 失			29,450,916
3 医業外収益			
(1)受取利息配当金	23,150		
(2)他会計補助金	7,094,437		
(3)他会計負担金	0		
(4)患者外給食収益	393,039		
(5)その他医業外収益	<u>2,755,785</u>	10,266,411	
4 医 業 外 費 用			
(1)支払利息及び 企業債取扱諸費	10,887,368		
(2)繰延勘定償却	0		
(3)患者外給食材料費	167,199		
(4)負担金	2,582,064		
(5)雑損失	0		
(6)雑支出	<u>0</u>	<u>13,636,631</u>	<u>3,370,220</u>
経 常 損 失			32,821,136
5 特 別 利 益			
(1)過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特 別 利 益			
(1)過年度損益修正損	0		
(2)その他特別損失	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
当期純損失			32,821,136
前年度繰越欠損金			<u>864,483,525</u>
当期未処理欠損金			<u>897,304,661</u>

平成21年度天理市立病院事業貸借対照表

(平成21年9月30日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固定資産			
(1)有形固定資産			
ア 土地	20,212,001		
イ 建物	1,933,400,123		
減価償却累計額	<u>864,582,720</u>	1,068,817,403	
ウ 構築物	105,084,759		
減価償却累計額	<u>72,273,870</u>	32,810,889	
エ 器械備品	1,109,952,804		
減価償却累計額	<u>854,087,079</u>	255,865,725	
オ 車両	5,725,600		
減価償却累計額	<u>3,954,650</u>	<u>1,770,950</u>	
有形固定資産合計		1,379,476,968	
固定資産合計			1,379,476,968
2 流動資産			
(1)現金預金	138,263,809		
(2)未収金	215,447,222		
(3)有価証券	0		
(4)貯蔵品	8,284,284		
(5)前払金	850,000		
(6)前渡金	0		
(7)その他流動資産	<u>13,803,933</u>		
流動資産合計			376,649,248
3 繰延勘定			
(1)控除対象外消費税	9,393,378		
(2)退職給与金	<u>0</u>		
繰延勘定合計			<u>9,393,378</u>
資産合計			<u>1,765,519,594</u>

負 債 の 部

4 固定負債			
(1)退職給与引当金	34,877,846		
(2)修繕引当金	<u>43,450</u>		
固定負債合計			34,921,296
5 流動負債			
(1)一時借入金	260,000,000		
(2)未払金	86,218,529		
(3)前受金	0		
(4)預り金	6,991,560		
(5)その他流動負債	<u>2,693,345</u>		
流動負債合計			<u>355,903,434</u>
負債合計			390,824,730

資 本 の 部			
6 資 本 金			
(1) 自 己 資 本 金		183,491,750	
(2) 借 入 資 本 金			
ア 企 業 債	508,034,097		
借入資本金合計		508,034,097	
資 本 金 合 計			691,525,847
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
ア 受贈財産評価額		0	
イ 補 助 金	1,577,273,678		
ウ 寄 付 金	3,200,000		
資 本 剰 余 金 合 計		1,580,473,678	
ア 前年度繰越欠損金	864,483,525		
イ 当期末未処理欠損金	32,821,136		
欠 損 金 合 計		897,304,661	
剰 余 金 合 計			683,169,017
資 本 合 計			1,374,694,864
負 債 資 本 合 計			1,765,519,594

(平成21年11月11日揭示済)

天理市告示第302号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年11月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年11月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年11月11日から平成22年1月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年11月12日揭示済)

天理市告示第303号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年11月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年11月12日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年11月12日から平成22年1月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成21年11月13日揭示済）

天理市告示第304号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年11月13日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年11月13日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年11月13日から平成22年1月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成21年11月13日揭示済）

天理市告示第305号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年11月13日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成21年11月13日

3 移動対象区域

天理市樺本町1468番地先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年11月13日から平成22年1月11日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成21年11月16日揭示済）

天理市告示第306号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。

平成21年11月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年11月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年11月16日から平成22年1月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年11月17日揭示済)

天理市告示第307号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年11月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年11月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年11月17日から平成22年1月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年11月18日揭示済)

天理市告示第308号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年11月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年11月18日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年11月18日から平成22年1月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成21年11月19日揭示済)

天理市告示第309号

平成21年11月2日付けで専決を行った、平成21年度天理市一般会計補正予算（第3号）の要領は、次のとおりである。

平成21年11月19日

天理市長 南 佳 策

平成21年度天理市一般会計補正予算（第3号）

平成21年度天理市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,979,491千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		千円 1,304,693	千円 9,225	千円 1,313,918
	2 県補助金	552,414	9,225	561,639
19 繰越金		297,642	3,075	300,717
	1 繰越金	297,642	3,075	300,717
歳 入 合 計		22,967,191	12,300	22,979,491

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		千円 1,445,407	千円 12,300	千円 1,457,707
	1 保健衛生費	506,609	12,300	518,909
歳 出 合 計		22,967,191	12,300	22,979,491

(平成21年11月19日揭示済)

天理市告示第310号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年11月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成21年11月19日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年11月19日から平成22年1月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成21年11月20日揭示済）

天理市告示第311号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年11月20日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年11月20日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年11月20日から平成22年1月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成21年11月24日揭示済）

天理市告示第312号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年11月24日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年11月24日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年11月24日から平成22年1月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成21年11月25日揭示済）

天理市告示第313号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成21年11月25日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意） 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

（平成21年11月25日揭示済）

天理市告示第314号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年11月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年11月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - （1） 返還期間
平成21年11月25日から平成22年1月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - （2） 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成21年11月25日揭示済）

天理市告示第315号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年11月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年11月25日
 - 3 移動対象区域
天理市杣之内町山口市方813番地1先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - （1） 返還期間
平成21年11月25日から平成22年1月23日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - （2） 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成21年11月26日揭示済）

天理市告示第316号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年11月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年11月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年11月26日から平成22年1月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年11月27日揭示済)

天理市告示第317号

平成21年第4回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成21年11月27日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 期 日 平成21年12月4日
- 2 場 所 天理市役所議事場

(平成21年11月27日揭示済)

天理市告示第318号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年11月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年11月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年11月27日から平成22年1月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年11月30日揭示済)

天理市告示第319号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年11月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成21年11月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年11月30日から平成22年1月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成21年12月1日揭示済）

天理市告示第320号

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

平成21年12月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 国土調査として事業計画が公示された年月日 平成21年12月1日
- 2 調査を実施する者の名称 天理市
- 3 調査地域 天理市川原城町及び山田町の各一部の地域
- 4 調査期間 平成21年12月1日
平成22年3月31日

（平成21年12月1日揭示済）

天理市告示第321号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規程により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年12月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成21年12月1日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年12月1日から平成22年5月31日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後5時まで
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの。（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
天理市開発公社 電話 0743 - 63 - 7210
天理市総務部地域安全課 電話 0743 - 63 - 1001

（平成21年12月2日揭示済）

天理市告示第322号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成21年12月2日

天理市長 南 佳 策

整理 番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管 場所
----------	----	----	----	------	-----	-------	----------

1	コウシン不動産	はり札	2	田部町	H21. 9. 11	H21. 9. 11	市役所地下駐車場
2	ならまち不動産	はり札	6	岩室町・丹波市町・田町			
3	日成ホーム	立看板	2	樨本町	H21. 11. 18	H21. 11. 18	
		はり札	1				
		立看板	3				
4	アパマン	はり札	5	樨本町			
		広告旗	2				
5	メモリーホーム	はり札	21	東井戸堂町・前裁町・樨本町・田部町・三昧田町			
		ラック	3				
6	三貴ホームサービス	はり札	8	前裁町・樨本町			
7	理創住販	はり札	4	九条町・三昧田町			
		広告旗	1	永原町			

連絡先 天理市建設部都市計画課 (0743 - 63 - 1001)

(平成21年12月2日揭示済)

天理市告示第323号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年12月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年12月2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年12月2日から平成22年1月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年12月3日揭示済)

天理市告示第324号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年12月3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年12月3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年12月3日から平成22年1月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年12月4日揭示済)

天理市告示第325号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年12月4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年12月4日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年12月4日から平成22年2月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成21年11月19日揭示済)

天理市公告第38号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成21年11月19日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成21年11月24日揭示済)

天理市公告第39号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について

平成21年9月29日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定したので、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成21年11月24日

天理市長 南 佳 策

記

事業所番号		2970300493
名称		グループホーム なごやか
所在地		大和郡山市北郡山町310番地
申請者	名称	医療法人藤和会 藤村病院
	主たる事務所の所在地	大和郡山市北郡山町104-3
	代表者の氏名	藤村 昌史
	代表者の住所	大和郡山市堺町1
指定年月日		平成21年9月29日
サービスの種類		認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

(平成21年12月1日揭示済)

天理市公告第40号

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すので、天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第3条の規定により公告する。

平成21年12月1日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

- (1) 工 事 名 都市水環境整備事業污水管布設工事(特第3・23工区)
- (2) 工事場所 天理市小路町
- (3) 工事概要 工事延長 L=644.2m
低耐荷力泥水二工程推進工VPΦ200 L=155.8m
鋼管さや管ボーリング推進工SPΦ300 L=4.1m
開削工VUΦ200 L=484.3m
開削工(サービス管)Φ200 L=153.1m
マンホール工 32基
ます設置工 44箇所
付帯工 一式
- (4) 工 期 平成22年3月25日まで
- (5) 予定価格 75,423,600円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 65,663,850円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 本市が平成21年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成21年度)において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
 - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。
- ① 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- 名称 (株)西日本設計
住所 大阪市天王寺区寺田町2-5-14(奈良事務所 奈良市西木辻町121-2-501)

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ① 交付期間 平成21年12月1日(火)から平成21年12月8日(火)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - ② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
- ① 提出期間 平成21年12月1日(火)から平成21年12月8日(火)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。

- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 平成21年12月1日(火)から平成21年12月8日(火)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
- ① 質問書提出期限 平成21年12月9日(水)午後5時
- ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ。
- ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- (4) 質問書に対する回答は、平成21年12月14日(月)に回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 平成22年1月6日(水)
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店 留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 平成22年1月7日(木)午前9時30分から
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
- 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
- 本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件
- この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743-63-1001 内線 332

(平成21年12月1日揭示済)

天理市公告第41号

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すので、天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第3条の規定により公告する。

平成21年12月1日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

- (1) 工 事 名 都市水環境整備事業污水管布設工事(特第60工区)
- (2) 工事場所 天理市遠田町
- (3) 工事概要 工事延長 L=559.5m
開削工VUΦ200 L=96.0m
低耐荷力圧入二工程推進工VPΦ200 L=463.5m
マンホール工 12基
ます設置工 3箇所
付帯工 一式
- (4) 工 期 平成22年3月25日まで
- (5) 予定価格 67,331,250円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 58,675,050円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 本市が平成21年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成21年度)において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
 - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。
- ① 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- 名称 (株)大建技術コンサルタンツ
住所 大阪市淀川区西宮原1-8-24(奈良営業所 奈良市北永井町341-12)
- 名称 (株)日建技術コンサルタント
住所 大阪市中央区谷町6丁目4-3(奈良事務所 奈良市鳥見町1-16-14)

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ① 交付期間 平成21年12月1日(火)から平成21年12月8日(火)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - ② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
- ① 提出期間 平成21年12月1日(火)から平成21年12月8日(火)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 平成21年12月1日(火)から平成21年12月8日(火)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 平成21年12月9日(水)午後5時
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- (4) 質問書に対する回答は、平成21年12月14日(月)に回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 平成22年1月6日(水)
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店 留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 平成22年1月7日(木) 午前10時10分から
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743-63-1001 内線 332

(平成21年12月2日揭示済)

天理市公告第42号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成21年12月2日

天理市長 南 佳 策

1 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所

教育委員会

(平成21年11月26日揭示済)

天教告示第17号

平成21年12月2日午前9時30分から12月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成21年11月26日

天理市教育委員会
委員長 北 田 良 嗣

農業委員会

(平成21年11月9日揭示済)

天農委告示第12号

平成21年11月9日午後2時開催の天理市農業委員会につき、議事内容を次のように変更する。

平成21年11月9日

天理市農業委員会
会長 川 口 和 良

(変更前)

- 議案第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条に関する許可申請について
議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について
議案第3号 農地法第5条に関する許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第5号 その他

(変更後)

- 議案第1号 農地法第（昭和27年法律第229号）3条に関する許可申請について
議案第2号 農地法第5条に関する許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第4号 その他

(平成21年11月27日揭示済)

天農委告示第13号

平成21年12月3日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成21年11月27日天理市農業委員会
会長 川 口 和 良

記

- 議案第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条に関する許可申請について
議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について
議案第3号 農地法第5条に関する許可申請について
議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積の設定について
議案第5号 その他

選挙管理委員会

(平成21年10月18日揭示済)

天選告示第60号

平成21年10月18日執行の天理市長選挙の当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成21年10月18日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

住 所	氏 名
奈良県天理市三島町365番地	南 佳 策

(平成21年10月18日揭示済)

天選告示第61号

平成21年10月18日執行の天理市議会議員補欠選挙の当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成21年10月18日

天理市選挙管理委員会

委員長 堀 内 靖 介

住 所	氏 名
奈良県天理市川原城町344番地	山 本 治 夫

(平成21年11月 5 日揭示済)

天選告示第62号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成21年12月3日から同月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成21年11月 5 日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成21年12月 2 日揭示済)

天選告示第63号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出された平成21年10月18日執行の天理市長選挙候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成21年12月 2 日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨				
1 選挙の種類	平成21年10月18日執行 天理市長選挙			
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額	(法定選挙運動費用額)	7,437,500円		
3 報告書の要旨				
候補者氏名	南 佳 繁	所属党派	無所属	9月10日
出納責任者氏名	岡 村 至 宏			第1回 10月19日
収 入		支 出		
主たる寄付		人件費		700,000
氏名・団体名 (職業) (寄附額) 円		家屋費		297,500
自由民主党奈良県第2支部	500,000	選挙事務所費		280,000
南佳繁後援会	280,000	集会会場費		17,500
溝口 政匡 無職	87,500	通信費		95,197
島山 和順 会社員	87,500	交通費		0
向井 正之 無職	70,000	印刷費		757,800
岡本 道彦 "	70,000	広告費		575,686
堀田 昭美 "	70,000	文具費		61,529
その他の寄附		食糧費		221,506
その他の収入	2,000,000	宿泊費		0
今回計	3,165,000	雑 費		332,400
前回計	0			
総 計	3,165,000			
		今回計		3,041,618
		前回計		0
		総 計		3,041,618
報告書受理年月日		平成21年10月23日 第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨				
1 選挙の種類	平成21年10月18日執行 天理市長選挙			
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額	(法定選挙運動費用額)	7,437,500円		
3 報告書の要旨				
候補者氏名	諸 井 英 二	所属党派	無所属	9月15日
出納責任者氏名	源 隆 光			第1回 10月27日
収 入		支 出		
主たる寄付		人件費		450,000
氏名・団体名 (職業) (寄附額) 円		家屋費		166,727
諸井英二後援会	140,000	選挙事務所費		164,227
田辺 太平	105,000	集会会場費		2,500
		通信費		1,365
		交通費		298,376
		印刷費		0
		広告費		1,336,306
		文具費		6,235
		食糧費		186,411
その他の寄附		宿泊費		0
その他の収入	2,500,000	雑 費		
今回計	2,745,000			
前回計	0			
総 計	2,745,000			
		今回計		2,445,420
		前回計		0
		総 計		2,445,420
報告書受理年月日		平成21年10月30日 第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨					
1	選挙の種類		平成 21 年 10 月 18 日執行		天理市長選挙
2	公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額				
	(法定選挙運動費用額)				
3	報告書の要旨				
候補者氏名		今 西 康 世	所属党派	無所属	
出納責任者氏名		萩 元 明 久		期 間	9 月 10 日 第 1 回 10 月 17 日
収 入			支 出		
主たる寄付			人件費		
氏名・団体名 (職業)			(寄附額) 円		
			家屋費		
			選挙事務所費		
			集会会場費		
			通信費		
			交通費		
			印刷費		
			広告費		
			文具費		
			食糧費		
			宿泊費		
			雑 費		
その他の寄附					
その他の収入			4,000,000		
今回計			4,000,000		
前回計			0		
総 計			4,000,000		
			今回計		
			3,232,408		
			前回計		
			0		
			総 計		
			3,232,408		
報告書受理年月日				平成 21 年 10 月 29 日 第 1 回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨					
1	選挙の種類		平成 21 年 10 月 18 日 執行		天理市長選挙
2	公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額				
	(法定選挙運動費用額)		7,437,500円		
3	報告書の要旨				
候補者氏名	諸井英二	所属党派	無所属	期間	
出納責任者氏名	源 隆 光			10 月 28 日	第 2 回 11 月 9 日
収 入			支 出		
主たる寄付			人件費		
氏名・団体名 (職業)			家屋費		
(寄附額) 円			選挙事務所費		
			集会会場費		
			通信費		
			交通費		
			印刷費		
			広告費		
			文具費		
			食糧費		
その他の寄附			宿泊費		
その他の収入			雑 費		
今回計			0		
前回計			2,745,000		
総 計			2,745,000		
			今回計		
			80,424		
			前回計		
			2,445,420		
			総 計		
			2,525,844		
報告書受理年月日			平成 21 年 11 月 10 日 第 2 回報告分		

(平成21年12月 2 日揭示済)

天選告示第64号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出された平成21年10月18日執行の天理市議会議員補欠選挙候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成21年12月 2 日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨				
1	選挙の種類		平成 21 年 10 月 18 日 執行 天理市議会議員補欠選挙	
2	公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額		(法定選挙運動費用額) 3, 541, 500円	
3	報告書の要旨			
候補者氏名		西村 廣子	所属党派	無所属
出納責任者氏名		西村 廣子		期間 9 月 25 日 10 月 19 日 第 1 回
収 入		支 出		
主たる寄付		人件費 0		
氏名・団体名 (職業) (寄附額) 円		家屋費 0		
菱田 勉 工務店主 84,900		選挙事務所費 0		
尾上 たかし 会社社長 40,000		集合会場費 0		
		通信費 0		
		交通費 0		
		印刷費 407,056		
		広告費 187,900		
		文具費 1,760		
		食糧費 0		
その他の寄附		宿泊費 0		
その他の収入		雑 費 0		
今回計		1,124,900		
前回計		0		
総 計		1,124,900		
		今回計 596,716		
		前回計 0		
		総 計 596,716		
報告書受理年月日		平成 21 年 10 月 29 日 第 1 回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨				
1	選挙の種類	平成 21 年 10 月 18 日執行	天理市議会議員補欠選挙	
2	公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額	(法定選挙運動費用額) 3, 541, 500円		
3	報告書の要旨			
候補者氏名	山 本 治 夫	所属党派	無所属	10 月 1 日
出納責任者氏名	梅 田 桂	第 1 回 10 月 31 日		
収 入		支 出		
主たる寄付		人件費	280,000	
氏名・団体名 (職業) (寄附額) 円		家屋費	0	
		選挙事務所費	0	
		集合会場費	0	
		通信費	30,000	
		交通費	0	
		印刷費	0	
		広告費	0	
		文具費	0	
その他の寄附		食糧費	146,250	
その他の収入		宿泊費	0	
今回計	1,000,000	雑 費	0	
前回計	0			
総 計	1,000,000			
		今回計	456,250	
		前回計	0	
		総 計	456,250	
報告書受理年月日		平成 21 年 11 月 2 日 第 1 回報告分		

(平成21年12月 2 日揭示済)

天選告示第65号

平成21年12月 2 日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成21年12月 2 日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

50分の1の数 1,069 人
6分の1の数 8,909 人
3分の1の数 17,817 人

公営企業

天理市水道局管理規程第3号

天理市水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程（昭和42年4月天理市水道ガス部管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成21年11月30日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

別表を次のように改める。

別表

企業職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000
	10	145,600	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700

再任用 職員以外 の職員	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000
	33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800
	34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600
	35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400
	36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200
	37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000
	38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800
	39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600
	40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400
	41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200
	42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,800	400,100	444,700	478,900
	43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700
	44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500
	45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300
	46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900	
	47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700	
	48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500	
	49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100	
	50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900	
	51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700	
	52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500	
	53	211,500	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100	
	54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900	
	55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700	
	56	214,800	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500	
	57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100	
	58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900	
	59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700	
	60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500	
	61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100	
	62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500		
	63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200		
	64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900		
	65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400		
	66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000		

67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700
68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400
69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900
70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600
71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300
72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000
73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500
74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200
75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900
76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600
77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100
78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500	
79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200	
80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900	
81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400	
82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100	
83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800	
84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500	
85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000	
86	239,700	295,900	344,700	386,100		
87	240,400	296,300	345,200	386,700		
88	241,100	296,700	345,700	387,300		
89	241,900	297,000	346,100	388,000		
90	242,400	297,400	346,600	388,600		
91	242,900	297,800	347,100	389,200		
92	243,400	298,200	347,600	389,800		
93	243,700	298,400	347,900	390,500		
94		298,800	348,400			
95		299,200	348,900			
96		299,600	349,400			
97		299,800	349,700			
98		300,200	350,200			
99		300,600	350,700			
100		301,000	351,200			
101		301,200	351,500			
102		301,600	351,900			
103		302,000	352,300			
104		302,400	352,700			
105		302,600	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,400	354,000			
108		303,800	354,400			

	109		304,000	354,900					
	110		304,400	355,300					
	111		304,800	355,700					
	112		305,200	356,100					
	113		305,400	356,600					
	114		305,800						
	115		306,200						
	116		306,600						
	117		306,800						
	118		307,100						
	119		307,400						
	120		307,700						
	121		308,100						
	122		308,400						
	123		308,700						
	124		309,000						
	125		309,400						
再任用 職員		186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600	398,000

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

天理市水道局管理規程第4号

天理市水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程の一部を改正する規程（平成18年3月天理市水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成21年11月30日

天理市水道事業代表者

天理市長 南 佳 策

附則第5項中「給料月額に」を「給料月額（天理市水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程（平成21年11月天理市水道局管理規程第2号。以下この規程において「平成21年改正規程」という。）の施行の日において平成21年改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」に、「職員には」を「ものには」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、天理市一般職の職員の給与に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年11月天理市条例第29号）第1条の規定による改正後の天理市一般職の職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで又は第24条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる場合は、期末手当は、支給しない。

（1）平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外のもの又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲

げるものであるもの以外の職員（以下この号及び次の号において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前日までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
企業職給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から24号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

(その他)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。